

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年3月23日（平成30年（行情）諮問第157号）

答申日：平成30年12月7日（平成30年度（行情）答申第345号）

事件名：特定法人に係る特定の登録申請書添付書類の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書1の全部を不開示とし、文書2及び文書3を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月22日付け金監第3344号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

ア 文書1の書類は、証券会社が顧客と取引を行う際に使用される公になっている書類である上、証券会社が口頭によらずに書面で顧客と契約を交すことは、金融商品取引の公平性の確保を図り、顧客財産の保護に資するから、法5条2号ただし書の「人の財産を保護するために、公にすることが必要と認められる情報」に当たる。にもかかわらず、法5条2号イの公にすると法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるを適用するのは矛盾するものであり、この法令条項を適用して不開示とするのは不当であり不適法である。

イ 文書2及び文書3の書類は、すべて証券会社が内閣総理大臣に提出しなければならない書類であり、不開示理由「当該文書を取得してないため。」は、信じ難い。本不開示決定は、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」であり、行政手続法8条1項は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、処分の理由を示さなければならないと定められている。処分の理由は、事実関係、根拠法令条項、根拠法

令条項を適用する理由をそれぞれ示す必要があり、「当該文書を取得してないため。」は、事実関係であって、特定法人が内閣総理大臣に書類提出してないのか、金融庁が特定法人の書類不提出を放置している趣旨であるか曖昧かつ不透明で処分を受けた者が理解に苦しむのであり、行政手続法 8 条 1 項の許認可等を拒否する処分の理由として不十分であり、この程度の理由で不開示とするのは不当であり不適法である。

(2) 意見書

ア 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「内閣府令」という。）10 条 1 項 4 号ハ（3）の契約書類の不開示について（諮問庁説明書第 4 の 2。）（下記第 3 の 4（2））

（ア）業界大手の特定法人は、不特定多数の顧客を対象とする店頭デリバティブ等取引をするのだから、内閣府令の「店頭デリバティブ等取引に係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類」のひな形は、公になっているし、公にしなければ事業活動、すなわち、商売をすることができない。何も、個々の取引顧客との締結済契約書の開示を求めている訳ではないし、同業他社もまた顧客であり、同業他社から取引の要請があれば、本契約書類のひな形を提供することになるので、開示することによって、競業他社に有利に又は特定法人に不利に利用され、競争上の地位その他正当な利益を害するのおそれもない。

（イ）「公になっている」について、金融商品取引法（以下「金商法」という。）29 条の 3 第 2 項は、開示請求の手続をとるまでもなく、公衆縦覧の方法によって開示する文書を定めてあり、法 2 条 2 項の「行政文書」である本契約書類のひな形の開示は、法の開示請求の手続をとることになる、行政手続法 5 条は、「備付けその他の方法により公にしておかなければならない。」とあり、ウェブサイト等を通じて積極的に公表するとか、広く世間一般に知られていることまで必要としない。

（ウ）法 5 条 2 号ただし書は、同号イに該当する行政文書であることを前提とするただし書であり、本契約書類のひな形は、法 5 条 2 号イに該当する文書ではない。

（エ）したがって、本契約書類のひな形を法 5 条 2 号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」への当てはめをするのは、不当又は違法であり、これを前提とする本契約書類のひな形の不開示は、不当又は違法である。

イ 内閣府令 10 条 1 項 4 号ハ（3）の契約書類の不開示について（諮

問庁説明書第4の3。) (下記第3の4(3)ア)

諮問庁説明は、「特定法人は、みなし登録業者として附則21条により元引受業務を行っていたものの、法改正当時は、特定法人の関連会社において元引受業務を行っており、」、「その後、元引受業務を行っていた関連会社を合併したため、現在は元引受業務を行っているが、当該元引受業務を行っていた関連会社を合併した際に改めて契約書類を提出することは法令上必要とされていない。」とあり、諮問庁は、合併前の関連会社から提出された内閣府令の「有価証券の元引受けに係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類」のひな形を取得して、これを特定法人からの提出書類として取り扱っているから、本契約書類(文書2)のひな形を取得しているのであり、本契約書類のひな形が存在する。にもかかわらず、平成29年12月22日付け行政文書不開示決定通知書の別紙において、「当該文書を取得していないため」の理由で不開示にしたのは不当で違法である。

ウ 内閣府令10条1項4号ニ(3)の契約書類の不開示について(諮問庁説明書第4の3の(2)、第4の3の(3)。) (下記第3の4(3)イ及びウ)

内閣府令の「電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類」の不開示の理由が、「当該文書を取得してないため」しか付記されていないことについて、今回の諮問庁説明書で、特定法人が電子取引基盤運営業務を行ってないとの説明があった。本契約書類及びその添付書類の不開示は、やむを得ないものと思料。

エ まとめ

内閣府令10条1項4号ハ(3)の「店頭デリバティブ等取引に係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類」のひな形及び内閣府令10条1項4号ハ(3)の「有価証券の元引受けに係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類」のひな形の不開示処分は、すべて取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、平成29年11月23日付け(同月27日受付)で、処分庁に対して行った行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)に関し、処分庁が、法9条2項に基づき、同年12月22日付け金監第3344号で行政文書不開示決定処分(原処分)をしたところ、これに対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、次のとおり。

- (1) 特定法人の、金融商品取引法29条の2の接受済登録申請書
- (2) 特定法人の、金融商品取引法29条の2の接受済登録申請書の添付書類のうち、下記のとおり指定したもの。
 - ① 平成19年8月6日内閣府令第52号9条1号の業務執行体制
 - ② 同府令10条4号ハ(2)の社内規則
 - ③ 同府令10条4号ハ(3)の契約書類
 - ④ 同府令10条4号ニ(2)の社内規則
 - ⑤ 同府令10条4号ニ(3)の顧客取引に使用する契約書類及びその添付書類

2 原処分について

- (1) 処分庁は、本件開示請求に係る行政文書(2)を「証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)附則18条2項に基づき特定法人より提出された、金商法29条の2第2項各号に掲げる書類のうち、下記の書類。」と特定した上で、本件開示請求に係る行政文書(2)のうち②ないし⑤を次のとおり特定した。
 - ア 本件開示請求に係る行政文書(2)のうち②に該当するものとして、「金融商品取引業等に関する内閣府令10条1項4号ハ(2)の店頭デリバティブ取引等に係る業務(電子取引基盤運營業務を除く。)に関する社内規則」(以下「本件審査請求対象外文書1」という。)及び「金融商品取引業等に関する内閣府令10条1項4号ハ(2)の有価証券の元引受けに係る業務に関する社内規則」(以下「本件審査請求対象外文書2」という。)を特定した。
 - イ 本件開示請求に係る行政文書(2)のうち③に該当するものとして、「金融商品取引業等に関する内閣府令10条1項4号ハ(3)の店頭デリバティブ取引等に係る業務(電子取引基盤運營業務を除く。)に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類」(文書1)及び「金融商品取引業等に関する内閣府令10条1項4号ハ(3)の有価証券の元引受けに係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類」(文書2)を特定した。
 - ウ 本件開示請求に係る行政文書(2)のうち④に該当するものとして、「金融商品取引業等に関する内閣府令10条1項4号ニ(2)の電子取引基盤運營業務に関する社内規定」(以下「本件審査請求対象外文書3」という。)を特定した。
 - エ 本件開示請求に係る行政文書(2)のうち⑤に該当するものとして、「金融商品取引業等に関する内閣府令10条1項4号ニ(3)の電子取引基盤運營業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類」(文書3)を特定した。

(2) そして、処分庁は、本件開示請求に係る行政文書(1)及び本件開示請求に係る行政文書(2)のうち①については、法9条1項の規定に基づき、その一部のみを開示する旨の決定(平成29年12月22日付け金監第3342号。なお、同決定は本件審査請求の対象となっていない。)を行い、本件審査請求対象外文書1ないし本件審査請求対象外文書3及び文書1ないし文書3については、法9条2項の規定に基づき、全部不開示の決定(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分のうち文書1ないし文書3を審査請求の対象としているものである。

(3) 原処分が、文書1ないし文書3を不開示とした理由は、以下のとおりである。

ア 文書1には金融機関の事業活動に属する情報等が記載されている。

これを公にすることにより、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

イ 文書2及び文書3は、これらを取得していないことから、不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

原処分のうち、文書1ないし文書3を不開示とした部分の決定の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、要旨、次のとおり主張する。

ア 文書1は、証券会社が顧客と取引を行う際に使用される公になっている書類である上、証券会社が口頭によらずに書面で顧客と契約を交わすことは、金融商品取引の公正性の確保を図り、顧客財産の保護に資するから、法5条2号ただし書の「人の財産を保護するために、公にすることが必要と認められる情報」に当たる。にもかかわらず、法5条2号イを適用するのは矛盾であり、この法令条項を適用して不開示とするのは不当であり不適法である。

イ 文書2及び文書3は、すべて証券会社が内閣総理大臣に提出しなければならない書類であり、「当該文書を取得していないため」とする不開示理由は信じ難い。本不開示決定は、行政手続法8条1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」であり、行政手続法8条1項は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、処分の理由を示さなければならないと定められている。処分の理由は、事実関係、根拠法令条項、根拠法令条項を適用する理由をそれぞれ示す必要があり、「当該文書を取得していないため。」は事実関

係であって、特定法人が内閣総理大臣に書類を提出していないのか、金融庁が特定法人の書類不提出を放置している趣旨であるか曖昧かつ不透明で処分を受けた者が理解に苦しむのであり、行政手続法 8 条 1 項の許認可等を拒否する処分の理由として不十分であり、この程度の理由で不開示とするのは不当であり不適法である。

4 原処分の妥当性について

(1) 文書 1 ないし文書 3 について

文書 1 ないし文書 3 は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則（以下「附則」という。）18 条 2 項に基づき特定法人より提出された、金商法 29 条の 2 第 2 項各号に掲げる書類、すなわち、登録申請書の添付書類である。

以下、文書 1 の不開示事由該当性並びに文書 2 及び文書 3 の存否について論ずる。

(2) 文書 1 の不開示事由該当性について

ア 法 5 条 2 号イ該当性について

文書 1 は、内閣府令 10 条 1 項 4 号ハ（3）の店頭デリバティブ取引等に係る業務（電子取引基盤運營業務を除く。）に関し特定法人が顧客と取引を行う際に使用する契約書類であり、具体的な契約内容が記載されている。

当該情報は、特定法人の事業活動に関する情報であって、同社において考案・蓄積されてきたノウハウというべきものであるところ、これを公にすれば、同社のノウハウに係る情報が同業他社の知るところとなり、容易に模倣したり、分析、把握したりして、自社のビジネスの参考にすることになり、これらの情報が競業他社に有利に、又は、特定法人に不利に利用されることにより、特定法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、文書 1 は、法 5 条 2 号イに該当する。

したがって、文書 1 が法 5 条 2 号イに該当するとして、文書 1 を不開示とした原処分は妥当である。

イ 審査請求人の主張に対する反論について

(ア) 「公になっている」との主張について

審査請求人は、文書 1 について、証券会社が顧客と取引を行う際に使用される書面として公になっていると主張する。

しかし、金商法 29 条の 3 第 2 項に基づき公衆縦覧の対象となるのは、金融商品取引業者の商号、資本金の額、役員の氏名等、主として登録申請書に記載されている事項であって、登録申請書の添付書類自体は公衆縦覧の対象とはされていない（金商法 29 条の 3 第 1 項各号、2 項）。

また、特定法人においても、文書1を、ウェブサイト等にて公表していない。

そうすると、文書1は、広く世間一般に公になっているとはいえ、また、顧客取引に使用されるからといって公になっているとはいえないから、審査請求人の主張は失当である。

(イ) 法5条2号ただし書該当性について

審査請求人は、文書1について、法5条2号ただし書に該当すると主張する。

しかし、その根拠は、文書1が証券会社において個々の取引顧客と取り交わされているという点に尽きており、文書1を不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないから、審査請求人の主張は理由がない。

(3) 文書2及び文書3の存否について

ア 文書2の存否について

文書2は、有価証券の元引受けに係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類であるところ、元引受業務を行う場合は、登録申請書にその旨を記載し（金商法29条の2第1項5号）、所定の添付書類とともに内閣総理大臣に提出しなければならない（同条2項3号）とされており、所定の添付書類の中には、有価証券の元引受けに係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書等が含まれる（内閣府令10条4号八）。

そして、特定法人は、証券取引法下において、証券業の登録を受けていたほか、元引受業務に係る認可を受けていたため、平成19年の証券取引法から金商法への改正に伴い、附則18条1項に基づきみなし登録第一種業者となったものであり、附則21条に基づき元引受業務に係る登録を受けたものとみなされていたところ、附則18条2項により、金商法29条の2第1項各号に掲げる事項を記載した書類である登録申請書及び2項各号に掲げる添付書類を提出しなければならないとされている。

しかし、特定法人は、みなし登録第一種業者として附則21条により元引受業務を行うことが可能となっていたものの、法改正当時は、特定法人の関連会社において元引受業務を行っており、特定法人は元引受業務を行っていないため、有価証券の元引受けに係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類は作成されておらず、提出されていない。

よって、処分庁において、文書2に該当する文書を取得していない。

なお、特定法人は、その後、元引受業務を行っていた関連会社を合併したため、現在は元引受業務を行っているが、当該元引受業務を行

っていた関連会社を合併した際に改めて元引受けに係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類を提出することは法令上必要とされていない。

したがって、処分庁は文書2を取得しておらず、文書2は不存在であるから、文書2を不開示とした原処分は妥当である。

イ 文書3の存否について

文書3は、電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類であるところ、電子取引基盤運営業務を行う場合は、登録申請書にその旨を記載し（金商法29条の2第1項9号，内閣府令7条3号の2），所定の添付書類とともに内閣総理大臣に提出しなければならない（金商法29条の2第2項3号，内閣府令10条4号二）とされており，所定の添付書類の中には，電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類が含まれる。

しかし，特定法人は，電子取引基盤運営業務を行っていないため，電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類は作成されておらず，提出されていない。

よって，処分庁において，文書3に該当する文書を取得していない。

したがって，処分庁は文書3を取得しておらず，文書3は不存在であるから，文書3を不開示とした原処分は妥当である。

ウ 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は，単に「取得していない」というだけでは理由付記として不十分であると主張する。

この点，一般に，文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては，単に対象文書が存在しないという事実を示すだけでは足りず，対象文書を作成又は取得していないのか，あるいは作成又は取得した後，廃棄又は亡失したのかなど，なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められているところ（平成29年度（行情）答申第457号等参照），原処分においては，不開示理由として，文書2及び文書3を取得していない旨を示しており，当該各文書が存在しない理由は明確に付記されている。

したがって，文書2及び文書3の理由付記が違法とは認められず，審査請求人の主張には理由がない。

5 結語

以上のとおり，原処分は妥当であると認められることから，諮問庁は，これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年3月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月12日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月18日 | 審議 |
| ⑦ | 同年11月22日 | 審議 |
| ⑧ | 同年12月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は別紙に掲げる3文書であり、処分庁は、文書1については法5条2号イに該当するとし、また、文書2及び文書3についてはこれを保有していないとして、いずれも不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書1の不開示情報該当性及びに文書2及び文書3の保有の有無について検討する。

2 文書1の不開示情報該当性について

(1) 文書1は、特定法人が店頭デリバティブ取引等に係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類のひな形であり、特定法人と顧客が締結する契約に関する諸条件等が記載されていると認められる。

(2) 諮問庁は、上記第3の4(2)イのとおり、文書1について、金商法29条の3第2項に基づき公衆縦覧の対象となるのは、金融商品取引業者の商号、資本金の額、役員の名等、主として登録申請書に記載されている事項であって、登録申請書の添付書類自体は公衆縦覧の対象とはされていないこと、また、特定法人においても、文書1をウェブサイト等で公表している事実はないことから、文書1の内容が広く世間一般に公になっているとはいえない旨主張する。

これについて、当審査会事務局職員をして、特定法人のウェブサイトを確認させたところ、文書1が掲載されている事実は認められなかったほか、他社のウェブサイトについても確認させたところ、同様の契約書類のひな形が掲載されている事実は認められなかった。

そうすると、文書1は一般に公にされていない情報であって、これを公にした場合、特定法人の事業活動に関する情報であり、特定法人において考案・蓄積されてきたノウハウによって作成された情報である文書1が、競業他社に有利に、又は、特定法人に不利に利用されることにより、特定法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

なお、審査請求人は上記第2の2（1）アにおいて、法5条2号ただし書の主張をしているものと解されるが、当該部分を公にすることに、これを開示しないことにより保護される特定法人の権利利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

したがって、当該部分については、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

3 文書2の保有の有無について

(1) 諮問庁は、上記第3の4（3）アのとおり、文書2について、特定法人は平成19年の証券取引法から金商法への法改正によりみなし登録第一種業者となったときに元引受業務を行っておらず、関連会社が元引受業務を行っていたことから、特定会社の登録申請書の添付書類として元引受業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類は提出されておらず、後に関連会社を合併し、元引受業務を行うようになったものの、改めて元引受業務に関する顧客と取引を行う際に使用する契約書類を提出することは法令上必要とされていないため、金融庁において取得していない旨説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に元引受業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類の状況について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 特定法人の登録申請書の添付書類としての元引受業務に関する顧客と取引を行う際に使用する契約書類は不存在だが、関連会社の登録申請書の添付書類としての元引受業務に関する顧客と取引を行う際に使用する契約書類は存在する。

イ 関連会社が合併された際の関連会社の提出書類は、合併後であっても、合併後の会社ではなく合併前の関連会社の書類として管理し、保存期間経過後に廃棄する。

(3) そこで検討すると、諮問庁の上記（1）及び（2）の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。そして、本件開示請求に係る行政文書は、上記第3の1（2）のとおり特定法人の金商法29条の2の接受済登録申請書の添付書類であるところ、関連会社の提出書類は、特定会社と関連会社が合併した後であっても特定法人の提出書類とは認められず、本件開示請求に係る文書に含まれるとはいえない。したがって、諮問庁において文書2を保有しているとは認められない。

4 文書3の保有の有無について

諮問庁は、上記第3の4（3）イのとおり、文書3については、特定法人が電子取引基盤運營業務を行っていないため、電子取引基盤運營業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類は作成・提

出されていないことから、処分庁において取得していない旨説明するところ、その説明は不自然・不合理とはいえ、これを覆すに足りる事情も認められない。したがって、処分庁が文書3を保有しているとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、文書1の全部を法5条2号イに該当するとして不開示とし、文書2及び文書3を保有していないとして不開示とした決定については、文書1は同号イに該当すると認められ、金融庁において文書2及び文書3を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則18条2項に基づき特定法人より提出された、金融商品取引法29条の2第2項各号に掲げる書類のうち、下記の書類。

- 文書1 金融商品取引業等に関する内閣府令10条1項4号ハ（3）の店頭デリバティブ取引等に係る業務（電子取引基盤運営業務を除く。）に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類
- 文書2 金融商品取引業等に関する内閣府令10条1項4号ハ（3）の有価証券の元引受けに係る業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類
- 文書3 金融商品取引業等に関する内閣府令10条1項4号ニ（3）の電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類